

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第五十九条の二の規定に基づき、組積造の建築物等を補強する構造方法を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

組積造の建築物等を補強する構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第五十九条の二に規定する組積造の建築物等を補強する構造方法は、次のとおりとする。

- 一 組積造を鉄筋によつて補強する場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。
 - イ 鉄筋で補強する組積造の耐力壁は、その端部及び隅角部に径十二ミリメートル以上の鉄筋を縦に配置するほか、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に八十センチメートル以下の間隔で配置したもの又は鉄筋を縦横に配置してこれと同等以上の耐力を有するものとする。
 - ロ 鉄筋で補強する組積造の耐力壁は、イの規定による縦筋の末端をかぎ状に折り曲げてその縦筋の径

の四十倍以上基礎又は基礎ばり及び臥梁がりよう又は屋根版に定着する等の方法により、これらと互いにその存在応力を伝えることができる構造とすること。

八 イの規定による横筋は、次に定めるところによるものとする。

(1) 末端は、かぎ状に折り曲げること。ただし、鉄筋で補強する組積造の耐力壁の端部以外の部分における異形鉄筋の末端にあつては、この限りでない。

(2) 継手の重ね長さは、溶接する場合を除き、径の二十五倍以上とすること。

(3) 鉄筋で補強する組積造の耐力壁の端部が他の耐力壁又は構造耐力上主要な部分である柱に接着する場合には、横筋の末端をこれらに定着するものとし、鉄筋に溶接する場合を除き、定着される部分の長さを径の二十五倍以上とすること。

二 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び建て目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

ホ 組積材の耐力壁、門又は扉の縦筋は、組積材の空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

二 組積造を鉄骨によつて補強する場合には、補強する組積造の壁の組積造の部分は、鉄骨造の軸組にボルト、かすがいその他の金物で緊結したものとしなければならない。

三 組積造を鉄筋コンクリートによつて補強する場合には、補強する組積造の壁の組積造の部分は、鉄筋コンクリート造の軸組又は耐力壁にシアキー（接合部分に相互に設けた嵌合部^{かん}をいう。）、鉄筋による接着その他これらに類する方法で緊結したものとしなければならない。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。